

## ★ 代理の方が受け取る場合（児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯）

児童扶養手当・特別児童扶養手当受給世帯で、受給資格者本人以外の方が代理で受け取りに来る場合であって、かつ、該当する手当の証書を持ってくることができない場合は、委任状、受給資格者本人の身分証明書の写し、窓口に来る代理人の身分証明書と認め印（受領印用）をお持ちください。 ※同居している親族の方であっても、代理で受け取る場合は委任状が必要です。

（注）※訂正箇所には必ず訂正印を押してください。

※代理人の本人確認が出来る書類をお持ちください。

※委任状の偽装または偽装した委任状の行使は、刑法第 159 条、同法第 161 条により罰せられます。

※委任内容に疑義があるときは、委任者に確認の電話連絡をする場合があります。

# 委 任 状

私は、次の者を代理人とし、家庭ごみ処理手数料の減免に係る逗子市家庭用指定ごみ袋の受け取りを委任します。

代理人 (住所) \_\_\_\_\_

(窓口に来る方)

(氏名) \_\_\_\_\_ 印

(連絡先) \_\_\_\_\_

(委任者との続柄) \_\_\_\_\_

令和 年 月 日

委任者 (住所) \_\_\_\_\_

(児童扶養手当・特別児童扶養手当受給資格者本人) (氏名) \_\_\_\_\_ 印

(連絡先) \_\_\_\_\_